

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 18 日

日本総合健診医学会 御中

厚 生 労 働 省
健康局健康課予防接種室
(契 印 省 略)
労働基準局安全衛生部労働衛生課
(契 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた
労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、高齢者の早期の接種に政府を挙げて取り組んでいくことが重要となり、可及的すみやかに十分な実施体制の構築が必要となっているところです。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項においては、事業者は、労働者に対し、定期的に健康診断を実施することとされていますが、自治体の要請や上記の状況を踏まえ、健康診断実施機関等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務を優先して実施することとなることが考えられます。

健康診断実施機関等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務を優先して実施する場合においては、法第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施については、健康診断実施機関等の予約が取れない等の事情により、やむを得ず規定の期限内の実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があるとして運用しているところです（令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」参照）。

また、以上について了知いただくとともに、都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務の運用を行う市区町村に対して、健康診断実施機関等におかれては、傘下の関係団体及び機関に対し、周知いただきますようお願いいたします。